



In depth

A look at current financial reporting issues

2019年12月3日

No. 2019-05

暗号資産および関連取引:IFRSに基づく会計上の検討事項

要点

ビットコインのような暗号通貨(訳者註:一般に「仮想通貨」といわれている)を含む暗号資産は、価値とボラティリティの急速な高まりにより、最近、大きな関心を集めています。暗号資産の取引活動が増加するにつれて、その活動は複数の国・地域で規制当局の精査の対象になっています。

問題は、さまざまなタイプの暗号資産の発行と投資に関連する活動を、どのように認識、測定、開示するのかです。暗号資産を具体的に扱った会計基準はないため、既存のIFRSを参照して、原則ベースのアプローチを適用しなければなりません。本 In depthは、現在議論されている会計上の質問の一部に焦点を当て、IFRSをどのように適用するについてのPwCの見解を示しています。

発生する問題は多様であり、特定の事実や状況に大きく左右されます。本 In depth の設例および検討事項では一般的な原則を説明していますが、暗号資産に係る取引は急速に発展しています。この領域のガイダンスや実務慣行の進展につれて、本 In depth は随時アップデートされ、今後関心を集める領域(マイニングなど)に範囲を拡大することになるでしょう。したがって、最新の動向については、貴社の専門アドバイザーや本 In depth の執筆者に相談されることを推奨します。

目次

はじめに p.2

企業が保有する暗号資産 p.5

インシヤル・コイン・オフリング(ICO)と関連する論点 p.8

暗号資産の公正価値の検討 p.16

開示 p.22

1. はじめに

1.1. 背景

暗号資産とは、コピーや複製を禁止する方法で設計された、移転可能でデジタルな価値を表現するものです。暗号資産の移転を容易にする技術は、「ブロックチェーン」または分散台帳技術と呼ばれています。ブロックチェーンとは、ピアツーピア(P2P)によるネットワーク上で行われるすべての取引記録を保持し、情報の暗号化を可能にする、デジタル分散された台帳です。暗号資産とその基礎となる技術は、さまざまな「現実世界」の対象をデジタル化する機会を提供しています。デジタル化の利点(アクセスや移転の容易さ)は、暗号資産を漠然とした好奇心から、ビジネスの多彩な用途に普及する技術へと発展させてきました。

さまざまな国や地域において有価証券は法的に定義されていますが、暗号資産には同様の法的な定義は存在しません。しかし、一部の暗号資産は、現地の規制当局によって法的に有価証券とみなされる可能性があります。暗号資産にはさまざまな種類があることに留意が必要です。暗号資産は、さまざまな目的で使用されています。その目的には、交換の手段、ブロックチェーン上で移転される財またはサービスへのアクセスを提供する媒体、また、この分野での活動を発展させている企業にとっての資金調達の手段としての使用も含まれます。

暗号資産の中で最も一般的に知られている種類の1つが、暗号通貨です。暗号通貨は、主に交換の手段として用いられ、伝統的な通貨と共通するいくつかの特性があります。暗号通貨の市場は急速に発展していますが、現在、その中でも最も目立っている暗号通貨がビットコインとイーサの2つです。

このような変革をもたらす技術を、基準設定主体が見過すはずはありません。デジタル通貨の問題は、国際会計基準審議会(IASB)のアジェンダ協議プロセスを通じて、2015年にIASBの新たなプロジェクトに特定されました。しかし、IASBは、直ちに行動するのではなく、今後の動向を引き続きモニターしていくことを決定しました。

そのプロセスの一環として、国内外の会計基準設定主体の代表者から構成されるIFRS財団の諮問機関である「会計基準アドバイザリーフォーラム」(ASAF)は、2016年12月の会議で、デジタル通貨についての議論を行いました。議論の焦点は、保有者の観点からみた暗号資産の分類でした。いくつかのIASB会議で議論は継続していますが、現時点ではIASBから正式なガイダンスは公表されていません。

IASBは、2018年7月のIASB会議において、企業がどのように既存のIFRSを適用するのかについて、できればアジェンダ決定の形で、暗号資産に係る取引の会計処理に関するガイダンスを検討するように、IFRS解釈指針委員会(IFRS IC)に求めることで合意しました。

IFRS ICは、2019年6月に「暗号通貨の保有」に関するアジェンダ決定を公表し、以下の特徴を持つ暗号資産の種類(暗号通貨)について検討しました。

- a. 暗号通貨は、分散台帳に記録され、セキュリティのために暗号を使用するデジタルまたは仮定の通貨である
- b. 暗号通貨は、国家機関その他の者が発行するものではない
- c. 暗号通貨の保有は、保有者と他の者との間の契約を生じさせない

IFRS ICは、暗号通貨が通常の事業の過程において販売目的で保有されている場合には、国際会計基準(IAS)第2号「棚卸資産」が適用されると結論づけました。IAS第2号が適用されない場合には、企業は、暗号通貨の保有に対して、IAS第38号「無形資産」を適用します。

企業が適用可能な会計処理の決定、また技術と市場の継続的な発展によって、さらなる調査が必要な判断を伴う領域が多く存在します。一部の論点については、現時点で統一された、または決定的な回答はありません。

1.2. 頻出用語

暗号資産に関連して使用される用語の一部は、本In depthでも使用されます。このセクションでは、これらの用語について説明します。

コイン/トークン

暗号資産は「トークン」または「コイン」のいずれかで呼ばれています。暗号資産の機能によって違いはありますが、どちらも一般に広く認められている定義は存在しないため、実務上はどちらの用語を使用しても違いはありません。現在、「コイン」という用語は、通常、交換の媒体としてのみ機能するという明白な目的を持つ暗号資産を指し、一方、「トークン」という用語は、保有者に追加的な機能または有用性を与える資産を指します。トークンがもたらす権利は、通常、発行団体によるホワイトペーパーや類似する文書で規定されています。

ホワイトペーパー

ホワイトペーパーとは、プラットフォームの開発者が作成したコンセプトペーパーのことであり、将来の投資家向けにアイデアや全体的な価値提案を説明しているものです。ホワイトペーパーには、通常、開発チームが達成を見込んでいる開発ロードマップや主要なマイルストーンの概要が記載されています。

プラットフォーム

「プラットフォーム」という用語は、ソフトウェアの利用者に有用性またはサービスを提供するソフトウェアを指します。ソフトウェアの使用を容易にするために、利用者は特定のコインやトークンを所有または使用しなければなりません。

イニシャル・コイン・オファリング(ICO)

イニシャル・コイン・オファリングまたは「ICO」は、開発者が投資家にブロックチェーンのトークンまたはコインを販売する際の一般的な手段となっています。ICOが実施されると、発行企業は、現金または他の暗号資産(最も一般的には、ビットコインやイーサなどの暗号通貨)の形で対価を受け取ります。これと交換に、開発者は、デジタル・トークンの開発に寄与した当事者にデジタル・トークンを発行する(または発行を約束する)場合があります。

ICOは現地の証券法に準拠している場合もあり、重要な規制上の検討事項が適用される可能性があることに留意しなければなりません。

フィアット通貨

「フィアット通貨」とは、それ自体には本源的価値はほとんど、または全くなく、金や銀に兌換できない紙幣や貨幣を意味しますが、政府の決定により法定通貨を発行するものになります(米ドルまたはユーロなど)。

1.3. 会計目的上に関連する特性

どの会計基準を適用するかを決定し、関連する会計上の論点を議論するためには、暗号資産を特性に基づき定義した種類に分類することが有用です。

現在、このような多様な暗号資産の分類に関して、一般に認められている単一のフレームワークは存在しません。したがって、暗号資産に一般的に適用される定義はありません。これは、実際の取引が、広範で多様な特徴や独特な性質を有していることを反映しています。しかし、我々の所見では、暗号資産を類似するタイプに分類するのに使用できる、いくつかの特性が存在しています。我々は、類似するタイプの暗号資産は、同様の方法で会計処理しなければならないと考えています。

会計上、暗号資産の分類に最も関連性があると考えられる特性には、次のものがあります。

- 暗号資産の主たる目的
- 暗号資産が本源的価値を生じさせる方法

他にも幅広い特性が存在しますが、それらは共通の会計処理を決定する上での基礎とはならないと考えられます。

上述の特性に基づき、以下の表に示すとおり、暗号資産の4つの具体的な種類を定義しました。

| 種類 | 目的 | 本源的価値 |
|--------------|--|---|
| 暗号通貨 | 暗号通貨とは、ビットコインのようなブロックチェーン技術に基づくデジタル・トークンまたはコインをいう。現在、これらは中央銀行から独立して運営されており、交換の媒体として機能することが意図されている。 | 本源的価値はなく、需要と供給に基づいて価値が生じる。 |
| 資産担保型トークン | 資産担保型トークンとは、ブロックチェーン技術に基づくデジタル・トークンをいう。ブロックチェーン上には存在せず、代わりに、物理的な資産(例えば、金や石油などの天然資源)の所有権を表すトークンから価値が生じる。 | 原資産に基づき価値が生じる。 |
| ユーティリティ・トークン | ユーティリティ・トークンは、ブロックチェーン技術に基づくデジタル・トークンであり、利用者に財またはサービスへのアクセスを提供し、その権利から価値が生じる。ユーティリティ・トークンは、保有者に、企業のプラットフォームや資産に対する所有権を与えない。また、保有者間で取引される場合もあるが、主として取引の媒体としては使用されない。 | 発行企業のサービスまたは商品に対する需要から、価値が生じる。 |
| セキュリティ・トークン | セキュリティ・トークンは、ブロックチェーン技術に基づくデジタル・トークンであり、伝統的な証券に性質上類似している。セキュリティ・トークンは、法人の経済的持分、場合によっては、現金または他の金融資産を受け取る権利(裁量的または強制的な場合がある)、また企業の議決権および/または企業の残余持分に対する権利を保有者に与えることができる。 | トークン保有者は、将来の利益の分配または現金や他の金融資産の受取りにより、企業の成功から価値が生じる。 |

一部の暗号資産では、特定の複数の要素が示される可能性があることにも留意しなければなりません。そのようなハイブリッド方式の暗号資産については、さらに評価を行わなければなりません。本In depthは、ハイブリッド方式のトークンではなく、単一の特徴を備えた暗号資産に焦点を当てます。

PwCの見解

発行企業または所有者の観点から取引の会計処理を決定する前に、暗号資産の目的および有用性を理解することが重要です。暗号資産に関連する権利および義務には多様性があります。ホワイトペーパーを読むことで、結果として異なる会計モデルを適用することになる暗号資産の用語/特性についての見解を得ることができます。

2. 企業が保有する暗号資産

2.1. 一般的な考察

IFRSには、暗号資産の会計処理に関する具体的な指針は含まれておらず、業界の明確な慣行もないため、暗号資産の会計処理はさまざまな異なる基準を適用する可能性があります。会計モデルを決定するために、企業が暗号資産を保持する目的も考慮しなければなりません。暗号資産の種類に関連する可能性のある会計基準やその他の考慮事項を、以下において検討します。

2.2. 自己勘定で保有する暗号通貨

2.2.1. 適用基準

企業が自己勘定で保有する暗号通貨の会計処理を検討する際に、いくつかの基準が考えられます。

現金または通貨

IFRSには、「現金」または「通貨」という用語の明確な定義は含まれていません。会計目的上、「現金」と「通貨」という用語はどちらを使っても同じであるという議論があるかもしれません。IAS第32号「金融商品：表示」は、通貨と現金を結び付けており、またIAS第21号「外国為替レートの変動の影響」は、現金、通貨、貨幣性項目を結び付けて考えています。

したがって、暗号通貨を現金または通貨とみなせるかどうかを決定するためには判断が必要です。

特に以下に記載するとおり、暗号通貨には、現金と通貨に共通する性質がありません。

- 暗号通貨は法定通貨ではなく、そのほとんどは政府や州が発行したり裏付けたりするものではない。
- 現時点で、暗号通貨は財やサービスの価格を直接設定することはできない。言い換えれば、暗号通貨は、一部の取引の決済に使用できるかもしれないが、経済全体をみた場合、財やサービスの価格設定に直接関係しない。

評価では、それぞれの暗号通貨の事実と状況を考慮しなければなりません。本In depthの作成時点(2019年11月)では、IFRSに基づき現金または通貨であると考えられる暗号通貨を我々は識別していません。ベネズエラは、政府が裏付けとなって暗号通貨を導入しました。ベネズエラ政府が導入した暗号通貨を保有する企業は、上記の要因およびその信頼性に関連する法律および規制上の問題を考慮して、この暗号通貨が現金もしくは通貨の定義を満たすかどうかを検討する必要があるかもしれません。

現金以外の金融資産

暗号通貨を保有することは、通常、現金またはその他の金融資産を受け取る契約上の権利を保有者に与えることにはなりません。また、契約関係の結果として暗号通貨が発生するわけでもありません。さらに、暗号通貨は、保有者に対して、負債を差し引いた後の企業の資産に対する残余持分を提供するものではありません。したがって、現在までのところ(2019年11月)、我々が識別している暗号通貨は、金融資産の定義を満たしていないことになります。

有形固定資産

暗号通貨は、有形の項目ではないため、IAS第16号「有形固定資産」の適用範囲に含まれません。

棚卸資産

IAS第2号「棚卸資産」は、棚卸資産が物理的な形態であることを要求していませんが、棚卸資産は、通常の事業の過程において販売目的で保有される資産で構成されていなければなりません。企業が通常の事業の過程において販売目的で暗号通貨を保有している場合には、棚卸資産の会計処理が適切かもしれません。暗号通貨を積極的に売買し、近い将来に転売する目的で購入し、価格やトレーダーのマージンの変動から利益を生み出している企業は、IAS第2号におけるコモディティ・ブローカー・トレーダーに関するガイダンスを適用すべきかどうかを検討することになります。

しかし、企業が長期間にわたって投資目的(すなわち、キャピタルゲイン)で暗号通貨を保有している場合には棚卸資産の定義を満たさない可能性が高いといえます。

PwCの見解

企業のビジネスモデルに基づき、棚卸資産の会計が適切であると判断される場合、棚卸資産は通常、原価と正味実現可能価額のいずれか低い価格で測定されます。暗号通貨を保有しており、近い将来にそれらを売却して価格やトレーダーのマージンの変動から利益を生み出す企業は、IAS第2号におけるコモディティ・ブローカー・トレーダーの例外を適用することができます。「コモディティ」という用語はIAS第2号では定義されていませんが、暗号

通貨がコモディティであると結論付けるブローカー・トレーダーは、売却コストを控除した公正価値で棚卸資産を測定し、公正価値の変動を純損益に計上することになります。

無形資産

暗号通貨が上記のカテゴリーのいずれの定義も満たさない場合、以下の理由により、IAS第38号「無形資産」に基づく無形資産の定義を満たす可能性が高いといえます。

- 過去の事象の結果として、および、将来の経済的便益が企業に流入することが期待される、企業の支配する資源（すなわち、企業が、資産が生み出す経済的便益を獲得し、その便益に他者がアクセスするのを制限する権限を有する資源）である。
- 個別に販売、交換、または譲渡することができることから、識別可能である
- 現金でも非貨幣性資産でもない。
- 物理的実体を伴わない。

IAS第38号は、特にその範囲から除外されているもの（例えば棚卸資産など）を除き、すべての無形資産に適用されます。

2.2.2. 測定に関する考慮事項

上記の分析は、暗号通貨に適用可能な多くの異なる資産基準が存在することを示しています。

下記のチャートは、考え得る異なる分類およびそれに関連する測定の考慮事項をまとめたものです。

| 適用基準 | 当初測定 | 事後測定 | 帳簿価額の変動 |
|---|------|-------------------------------|---|
| 棚卸資産 (IAS第2号) - その他 | コスト | 原価と正味実現可能価額の低い方 | コストを上回る変動 - 該当なし コストを下回る変動 - 純損益 |
| 棚卸資産 (IAS第2号) - コモディティ・ブローカー・トレーダーの例外 | コスト | 売却コスト控除後の公正価値 | 純損益 |
| 無形資産 (IAS第38号) - 再評価モデル (会計方針の選択であるが、活発な市場の存在を必要とする) | コスト | 公正価値から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額* | コストを上回る変動 - その他の包括利益 コストを下回る変動 - 純損益 |
| 無形固定資産 (IAS第38号) - 原価モデル | コスト | 取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額* | コストを上回る変動 - 該当なし コストを下回る変動 - 純損益 |

* ほとんどの場合、暗号通貨の償却は見込まれない。

PwCの見解

考え得る分類の範囲、およびそれに関連する測定値には、暗号通貨の性質や特性の理解に加えて、(暗号)資産を保有する企業のビジネスモデル/目的を理解することが重要です。この理解により、特定の会計方針を適用し、当該方針を類似する取引に首尾一貫して適用するとともに、適切な開示を行うことができます。企業が、類似する資産を異なる目的で保有しており、それらの資産について明確に区別されたポートフォリオが存在していることを立証できる場合には、企業内で異なる会計処理を適用することができる場合もあります。

2.3. 自己勘定で保有する暗号通貨以外の暗号資産

2.3.1. 適用基準

暗号通貨以外の暗号資産の会計処理を検討する場合にも同様の考え方を適用します。このような暗号資産には、企業が自己勘定で保有する、セキュリティトークン、資産担保型トークンおよびユーティリティトークン（まとめて「暗号トークン」と呼ばれる）が含まれます。

現金または通貨

暗号トークンは、汎用的な交換の媒体として発行されるのではなく、財やサービス、あるいは特定の物理的な原資産に対する権利を含む、その他の権利を保有者に提供するために発行されます。

暗号トークンが現金または通貨とみなせるかどうかの決定には判断が求められます。しかし、暗号トークンは一般に（上記のセクション2.2.1で説明されている）現金の性質を欠いているため、IFRSの下では現金または通貨とみなされる可能性は低いでしょう。

現金以外の金融資産

特定の暗号トークンは、保有者に現金や金融資産に対する権利を与えます。このような権利は、プラットフォームの将来の業績、純資産に対する残余持分、あるいは原資産の価値に基づきます。しかし、金融資産は法的に強制可能な契約関係からのみ生じるため、権利および義務が法的に強制可能なものかどうかを検証するためにはさらなる検討が必要になります。

暗号トークンが保有者に現金や他の金融資産に対する権利を与えない限り、それらは金融資産の定義を満たしません。

金融資産の定義を満たす暗号トークンの分類と測定については、IFRS第9号「金融商品」のガイダンスに従う必要があります。

有形固定資産

暗号資産は、有形の項目ではないため、IAS第16号「有形固定資産」の適用範囲に含まれません。

棚卸資産

IAS第2号「棚卸資産」は、棚卸資産が物理的な形態であることを要求していませんが、棚卸資産は、通常の事業の過程において販売目的で保有される資産で構成されていなければなりません。企業が通常の事業の過程において販売目的で暗号資産を保有している場合には、棚卸資産の会計処理が適切かもしれません。暗号資産を積極的に売買し、近い将来転売する目的で購入し、価格やトレーダーのマージンの変動から利益を生み出している企業は、IAS第2号におけるコモディティ・ブローカー・トレーダーに関するガイダンスを適用すべきかどうかを検討することになるでしょう。

しかし、企業が長期間にわたって投資目的（すなわち、キャピタルゲイン）で暗号トークンを保有している場合には、棚卸資産の定義を満たさない可能性が高いといえます。

棚卸資産の定義を満たす暗号トークンの測定ガイダンスは、上記セクション2.2で説明されています。

無形資産

以下に該当する場合、暗号トークンは、付随する権利に応じて、IAS第38号に基づく無形資産の定義を満たす可能性もあります。

- 過去の事象の結果として、および、将来の経済的便益が企業に流入することが期待され、企業が支配する資源（すなわち、企業は、資産が生み出す経済的便益を獲得し、その便益が他社にアクセスするのを制限する権限を有する資源）である。
- 個別に販売、交換、または譲渡することができることから、識別可能である。
- 現金でも非貨幣性資産でもない。
- 物理的実体を伴わない。

IAS第38号は、具体的に適用範囲から除外されているもの（例えば棚卸資産など）を除き、すべての無形資産に適用されます。

無形資産の定義を満たす暗号トークンの測定ガイダンスは、上記セクション2.2で説明されています。

前払資産

暗号トークンは、所有者に将来の財やサービスに対する権利を提供する場合があります。このような暗号トークンは、将来の財やサービスに対する前払です。将来の財やサービスに対する前払は、無形資産の定義を満たす可能性が

あります。

前払が無形資産の定義を満たさない場合、その会計処理は他の前払資産の会計処理に類似します。

無形資産の定義を満たす暗号トークンの測定ガイダンスは、上記セクション2.2で説明されています。

原資産

状況によっては、暗号トークンは、保有者に原資産に対する持分を与えます。原資産は、コモディティ(金や石油など)、無形資産(ライセンスや特許など)、芸術作品または不動産の場合があります。一部の資産担保型トークンは、資産そのものに対する請求権を表すものもあれば、実際の原資産を求償できないものもあります。

暗号トークンが原資産の価値に相当する現金同等物を受け取る契約上の権利を表す場合、金融資産の定義を満たす可能性があります。暗号トークンが資産そのものに対する権利を表す場合には、原資産と同様の方法で会計処理する可能性があります。

原資産と同様の方法で会計処理される暗号トークンは、原資産に関連する会計基準に従って測定されます。

2.3.2. 暗号トークンのカテゴリへの適用

上記のセクション1.3で説明したトークンのカテゴリに上述の考え方を適用する場合、一般的な所見として、以下のようによまとめることができます。

(1) 資産担保型トークンの特性を持つ暗号トークン

資産担保型トークンは保有者に原資産に対する権利を与えるかもしれませんが、このようなトークンは、物理的な移動を行わずに原資産の所有権を移転するために使用される可能性があります。つまり、原資産を最小のコストで取引する手段といえます。したがって、このトークンの会計処理は、原資産の性質および関連する会計基準によって導かれる可能性があります。

(2) ユーティリティトークンの特性を持つ暗号トークン

ユーティリティトークンは、通常、所有者に将来の財やサービスに対する権利を与えます。このようなトークンは、財やサービスに対する前払です。財またはサービスに対する前払は、無形資産の定義を満たし、IAS第38号を適用することができる場合があります。無形資産の定義を満たさない場合は、他の前払資産と同様の会計処理を行います。

(3) セキュリティトークンの特性を持つ暗号トークン

セキュリティトークンは、プラットフォームの将来の収益または純資産に対する残余持分に基づいて、所有者に、現金に対する権利を与える場合があります。そのような権利は、裁量的または強制的であり、基本的なプラットフォームに関連する意思決定に影響を及ぼす議決権を伴う場合があります。この場合、現金またはその他の金融資産に対する契約上の権利が存在する可能性があります。これらのセキュリティトークンは、IFRS第9号の対象となる金融資産の定義を満たします。

(4) ハイブリッド特性を持つ暗号トークン

複数の分類の要素を示すハイブリッド特性の暗号トークンについては、さらなる分析が必要であり、適用する会計上の取扱いの決定には判断が必要です。考慮すべき要素には、契約条項の相互関係、その実体、および全体的な観点から見たトークンの特性の目的適合性などが含まれます。

2.4. 第三者のために保有する暗号資産

2.4.1. 実務上の所見および結果としての課題

暗号資産は、企業が顧客に変わって保有することもあります。そのいくつかの例を以下に示します。

- 顧客が異なる暗号資産を交換したり、フィアット通貨を暗号資産と交換したりできる取引プラットフォームを運営している企業。
- 顧客に暗号資産を対象とした保管サービスを提供している企業(銀行または類似の金融サービス企業)。この場合、顧客は、安全に保管するために企業へ暗号資産を預ける。

このような暗号資産の保有に関する取決めはさまざまです。ほとんどの場合、企業が顧客のために暗号資産を保有しており、暗号資産にアクセスまたは使用するために顧客がすべきことを記載した何らかの指示書(契約書やホワイトペーパーにおける説明など)が存在します。この取決めには、以下を含みますがこれらに限定されないその他のさまざまな特徴があります。

- 企業が暗号資産を自らの目的のために「借り入れる」能力。たとえそのような権利が顧客との契約に明示的に含まれていなくても、顧客の資産の分別管理の程度(後述参照)によって、暗黙のうちにその権利が成立

する場合があります。

- 顧客のために保有される暗号資産と、企業が「所有」する暗号資産との分別管理の度合い。
- 企業が清算された場合の顧客の請求権。それらは変化するか、または不明瞭である可能性がある。顧客は、無担保債権者としての地位を有し、顧客に代って企業が保有する暗号資産に対する優先的請求権は有していない可能性がある。
- 資産のセキュリティ。顧客に代わって保有される暗号資産は、「ホットウォレット」(インターネットに接続)、「コールドウォレット」(インターネットに接続されておらず、アクセスすることがより困難)または「ウォームウォレット」(オフラインではあるが、ハードウェアを使って接続する機会が多く、コールドウォレットよりも接続が容易)のいずれかで保持される。顧客または企業は、ウォレットの暗号鍵を保持し、利用できる場合がある。
- ブロックチェーン技術を通じて、取引所/企業/顧客が特定の不正流用された暗号資産を特定できる程度。
- 他人のために保有する暗号資産が、企業の口座/ウォレットまたは第三者の口座/ウォレットに保有されているかどうか。
- 他人のために保有する暗号資産に関する関連法規、または場合によっては、当該暗号資産について特定の法規制が存在するかどうか。
- 両当事者の権利および義務が明確である度合い、または契約上強制可能な程度(例えば、ホワイトペーパーで規定されている場合)。これを立証するために、外部の法学的見解が役立つ場合が多い。ただし、暗号資産の法規制はまだ策定の途上であるため、そのような法学的見解は最終的に決定的なものではないことがある。

重要な会計上の問題は、顧客のために保有する暗号資産をIFRSに基づき企業の貸借対照表に計上すべきかどうかです。

2.4.2. 会計処理の決定に当たって考慮すべき事項

企業が他人のために保有する暗号資産を当該企業の貸借対照表に表示すべきかどうかに関するガイダンスを直接的に提供しているIFRSは存在しません。そのような企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における一般的なガイダンスを考慮し、当該資産の会計方針を開発すべきであると、我々は考えます。

これには、類似および関連する論点を扱う既存のIFRSならびに概念フレームワーク(「フレームワーク」)における定義を考慮する必要があります。

フレームワークは、資産と負債を以下のように定義しています。

| | |
|---|---|
| 資産とは、過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源である。経済的資源とは、経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利である。 | 負債とは、過去の事象の結果として経済的資源を移転するという企業の現在の債務である。 |
|---|---|

顧客のために暗号資産を保有する企業の貸借対照表において、「資産」および「負債」を認識すべきか否かを決定する際に、企業は以下について考慮します。

- 暗号資産を自らの目的のために「借り入れる」権利(明示的か暗示的かを問わず)があるかどうか。企業がそのような権利を有している場合、上記の資産の定義は満たされていると考えられる。
- 企業が清算された場合に、顧客のために保有する暗号資産に対する顧客の権利。特に、企業が、顧客のために保有する暗号資産に対して、顧客が優先的請求権を持たない無担保債権者の地位を有している場合には、これは暗号資産とそれに対応する負債が貸借対照表で認識されるべきことを示す強力な指標である。なぜなら、負債に関するフレームワークの定義が満たされているように見えるからである。

実務上、どの資産を貸借対照表で認識すべきか(自己の資産と顧客の資産が分別管理されていない場合)、どの資産をオフバランスすべきか(資産が分別管理され、企業が保管者として保有している場合)を決定する際に、顧客の資産を企業の資産から分別管理するレベルが重要です。考慮すべき要素には以下が含まれます。

- 企業およびその顧客の権利および義務が、契約書またはホワイトペーパー(ある場合)に記載されているかどうか。当該権利および義務は契約上強制可能なものかどうか。また、外部の法学的見解を証拠として利用可能かどうか。法的強制力は、暗号資産を扱う特定の法規制が存在する範囲まで、そのような法規制に照らして評価される。また、そのような法規制が存在しない場合には、他の法規制に照らして評価される。
- 顧客のために企業が保有する暗号資産と、取引明細上に反映された各顧客の個別の保有資産とが照合されているか。同様に、各取引が顧客に起因するものかどうかを評価するために、市場において行われる暗号資産の取引と個々の顧客のために実行される注文との間の照合が行われているか。また、そのような照合がどの程度の頻度で実施されているか。
- 特定のブロックチェーン・アドレスへのトレーサビリティ(追跡可能性)(すべての取引が専用のブロックチェーン・アドレスに個別にトレースできるわけではない)。暗号資産が顧客の専用のブロックチェーン・アドレスに追跡可能である場合、これは分別管理を示す可能性が高い。
- 暗号資産が、企業の口座/ウォレットに保持されているか、または第三者のものに保持されているか、および、

第三者が顧客のために保持している暗号資産の記録を保管しているか。暗号資産が第三者の口座/ウォレットに保持されている場合、これは分別管理を意味する可能性が高い。

- 企業が顧客の暗号資産をホットウォレットで保有しているかコールドウォレットで保有しているか。企業は、顧客が頻繁に売買を行うためにホットウォレットにある程度の金額を保持し、同じ顧客からのある程度の金額を安全に保管するためにコールドウォレットに保持すること許容する場合がある。顧客と企業のどちらがウォレットの暗号鍵を保有し、使用できるかも関連性がある場合がある。暗号資産がコールドウォレットに保持されており、顧客が暗号鍵を保持し、顧客のみが使用できる場合、これは分別管理を示す可能性が高い。

上記およびこの問題を具体的に扱ったIFRSが存在しないことを踏まえると、顧客のために保有する暗号資産を貸借対照表上に認識するかオフバランスにするかの評価は判断の問題です。また、そのような評価は、上記に列挙した事実および状況によって変わってくる可能性があります。その結果、「すべてに当てはまる」答えはないこととなります。

3. イニシャル・コイン・オファリング (ICO) と関連する問題

3.1. 実際の市場観測

ICOは、暗号資産のパワーとブロックチェーンに基づく取引を結び付けた、資金調達の方法です。クラウドファンディング・キャンペーンと同様に、ICOは投資家や参加者に対して株式ではなくトークンを割り当てます。このようなICOトークンは、通常、企業に対する所有持分を表すものではありませんが、多くの場合、プラットフォーム（開発されている場合）へのアクセスを提供し、暗号資産取引所での売買を行うことができます。ICOにおける発行されるICOトークンの数は、通常、一定量に設定されています。

各ICOはカスタムメイドであり、独自の条件を備えています。ICOトークン発行に際してホワイトペーパーまたはその基礎となる文書をレビューし、投資家/参加者に対して何が提供されているのかを正確に理解することは、トークンの発行企業にとって極めて重要です。ホワイトペーパーから生じる権利および義務、またはその法的強制力が不明確な状況では、関連する条件を決定するために法的助言が必要になる場合があります。

ICOは証券規制当局によって証券とみなされる可能性があります。統一した国際的な見解は存在しないことに留意することが重要です。したがって、発行企業は、規制の動向を注視し、変更により財務報告に与える可能性のある影響について考慮しなければなりません。

3.2. トークン販売前契約の会計処理

ICOを通じて資金を調達しようとする企業は、「未来のトークンのための簡易契約」(SAFT)を利用して、シード投資家を惹きつけ、パブリックセール（一般販売）前のプライベートセールで利害関係者からの資金を確定することがあります。SAFTは、ICOより前の初期段階の投資であり、この場合、投資家はICOが成功した場合に変数のトークンを受け取る約束と引き換えに、発行企業に対して先行的に資金を提供します。SAFTの投資家が受け取るトークン数は、通常、発行時のICOのトークン価格によります。ICO前の企業への投資のインセンティブとして、SAFTの発行企業は、通常、あらかじめ定められた金額で割引かれるICOトークン価格（例えば、発行時のICOトークン価格に対して10%の割引）を用いてSAFTを決済します。したがって、ICOが成功した場合、SAFT投資家は、当初の投資額に等しい数のトークンと、ICOトークンに対する特定の割引に等しいリターンを受け取ることになります。

SAFTの条件は変動する可能性があり、会計処理の決定に影響を及ぼします。考慮すべき要素としては、トークンが持つ特性/特徴、および将来の保有者が受け取る権利があります（しかし、それらに限りません）。

設例：

SAFTの一般的な形式は、ユーティリティトークンに関するSAFTであり、ICOの時点で他の投資家に比べて割引価格でトークンを受け取る権利を投資家に与えます。通常、所定の日までにICOが行われない場合、SAFTは終了します。企業はその所定の日、当初の入金額（またはその一部）を投資家に返金することが要求されます。ICOの成功は、企業の統制の及ぶ範囲にありません。例えば、必要最低限の資金調達量（「ソフトキャップ」とも呼ばれる）を達成できなければ、ICOは中止されます。SAFT保有者には、所定の日より前にSAFTを償還する権利はありません。

SAFTの基礎をなすユーティリティトークンが保有者に将来の財またはサービスに対する権利を明確に与えている場合、そのようなトークンは金融商品とはみなされないといえます。したがって、発行企業の観点から見て、ユーティリティトークンを発行するSAFTは、IFRS第9号の範囲に含まれないとみなされる可能性があります。これは、通常、「あたかも契約が金融商品であるかのような、現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約」(IFRS第9号第2.4項)に該当しないためです。このような場合、SAFTは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、将来の財およびサービスに対する顧客による前払とみなされる可能性があります。

しかしながら、ICOが成功するかどうかは企業のコントロールを超えており、また、発行されるトークンの特性が不明確である可能性があることから、SAFTに金融負債が含まれていると考える人もいます。ICOが指定された日までに生じない場合、現金を引き渡す契約上の義務を表しているためです。このような場合、SAFTは、当初認識時にIAS第32号に従って発行者の金融負債とみなされる可能性があります。また、取り決めの特定の条件に基づく組込デリバティブなど、さらなる評価を必要とする他の組込の特性がある場合もあります。

PwCの見解

発行企業の観点から、どの見解が全体的な実質および経済性を適切に反映しているかを決定する際には、事実および状況を慎重に評価する必要があります。

3.3. 発行企業によるICOの会計処理

ICOが実施される場合、発行企業は対価を受け取ります。対価の形式はさまざまであり(例えば、現金や他の暗号資産)、会計上、取引の経済性や特性を理解することが重要です。

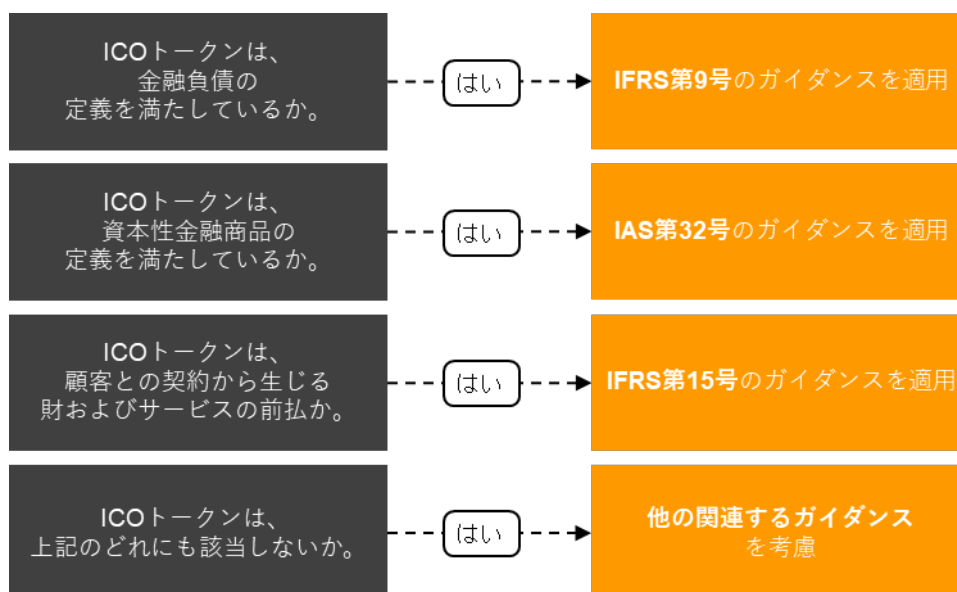
ICOは、IFRS第11号「共同支配の取決め」に基づき詳細な分析を必要とする、共同支配の取決めを生じさせる可能性があります。参加者が資金の過半数を提供しているという事実は、この取決めがICO企業と参加者との協力関係であることを示唆する可能性があります。しかし、参加者は通常受け身であり、そのためこの取決めは当事者にとって共同支配にならない可能性もあります。一部の発行企業は、参加者に対してプロジェクトの将来の方向性に拒否権を与える可能性があります。一般に、そのような拒否権は本質的に防衛的であり、そしてほとんどの場合、共同支配は生じません。

ICOの対価が現金でなく他の暗号資産である場合、取引は類似の財またはサービスの交換である可能性があります。類似する財の交換は、会計処理が必要でないことを意味する可能性があります。しかし、2つの暗号資産は、通常、類似していません。そのため、我々は、ICOが「類似の財またはサービス」の交換になる可能性は低いと考えています。

交換取引があり、取決めによって共同支配が生じないと仮定すると、発行企業が受け取る対価は、仕訳の借方に記帳されます。対価の形態によっては、上記セクションの2.2および2.3で説明した考え方になる可能性があります。

しかし、発行企業にとっての重要な課題は、発行されたICOトークンの会計処理(すなわち、仕訳の貸方)を決定することです。これは、発行されたICOトークンの性質、および適用する会計基準のガイダンスによって異なります。

以下の図は、発行されたICOトークンの性質および会計処理を決定する際に考慮すべき会計モデルの分析フレームワークを示したものです。発行企業の義務を理解するためには、契約条件を検討することが必要です。



金融負債

ICOトークンの発行企業は、トークンが金融負債の定義を満たしているかどうかを評価する必要があります。具体的には、企業は、金融負債を以下のように規定しているIAS第32号の定義を考慮することになります。

- 契約上の義務
 - 他の企業に現金または他の金融資産を支払う、または
 - 金融資産または金融負債を当該企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する
- IAS第32号第11項に記載されている原則(一般に「固定 対 固定」の原則として知られている)に違反する契約など、企業自身の資本性金融商品で決済されるか、または決済される可能性のある特定の契約

ICOトークンが金融負債である場合、その会計処理はIFRS第9号の適用ガイダンスに従います。

多くのICOトークンは、金融負債の定義を満たしませんが、契約条件によって、特定のマイルストーンを達成する時点までに入金額を返金する可能性があるといった状況があります。少なくとも返金条項が消滅する時点までは、契約が金融負債を生み出す状況があるかもしれません。

資本性金融商品

資本性金融商品とは、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約です（IAS第32号第11項）。通常、ICOトークンは、そのような残余持分を保有者に提供しません。例えば、残余利益、配当、あるいは解散や清算による入金額に対する権利を保有者に与えません。したがって、これらのICOトークンは、資本性金融商品の特性をもたない可能性があります。キャッシュフローに対する権利が特定のプロジェクトにのみ関連するのか、それとも実質的に発行企業の残余キャッシュフローに対する権利を提供するのかを評価する際は、慎重な検討が必要です。

収益取引／将来の財およびサービスに対する前払

発行企業は、発行されたICOトークンが、実質的にIFRS第15号に基づき会計処理すべき顧客との契約かどうかを検討しなければなりません。

(1)ICOトークンの受領者が顧客である、(2)会計上の「契約」が存在する、および(3)ICOトークンに関連する履行義務が他の基準の適用範囲に含まれていない場合には、IFRS第15号が適用されます。

IFRS第15号付録Aは、顧客を「企業の通常の活動のアウトプットである財またはサービスを対価と交換に獲得するために企業と契約した当事者」と定義しています。

発行企業は、顧客との契約が存在するかどうかを判断する際に、ホワイトペーパー、購入契約、および／または他の付属文書により「強制可能な権利または義務」（IFRS第15号付録 A）が生じているかどうかを検討しなければなりません。IFRS第15号において顧客との契約であるためには、当該権利は法的に強制可能でなければなりません。発行企業が提供する文書でこのことが十分に定義されていない場合、その評価は困難になる可能性があります。企業は、顧客との契約が存在するかどうかを決定するために、IFRS第15号第9項の要件をすべて詳細に評価しなければなりません。

PwCの見解

ホワイトペーパーは、標準的な適法契約、または目論見書や募集要項などの他の募集書類と同じではありません。企業は、ホワイトペーパーまたは類似の文書を注意深く検討し、法的に強制可能な権利が実際に存在することを確認しなければなりません。発行企業による法的義務の免責条項は、さらに詳しく調査する必要があります。場合によっては、追加的な法的助言が必要になることもあります。

多くの場合、発行企業はICOで受け取った対価をソフトウェア・プラットフォームの開発に利用します。特定のプラットフォームの管理および維持は、多くの場合、ICOの将来のビジネスモデルに不可欠な部分です。トークンは、保有者に、企業の通常の活動の一部として運営されるプラットフォームへのアクセスを提供することができます。

これにより、保有者が発行企業の観点からの「顧客」の定義を満たす可能性があります。したがって、ICOからの入金額は発行企業の収益となる可能性があり、当初に繰り延べられる可能性が高くなります。

履行義務、履行義務が充足される方法、および収益を認識する期間の決定には判断が必要であり、ICOに特有の事実および状況に左右されます。

他の関連するガイダンスの検討

上記の検討事項のいずれも関連性がないと考えられる場合には、適切な会計処理を決定する際に、IAS第8号における階層を考慮する必要があります。我々は、発行企業が参加者に対する義務を負うことなく対価を受け取る可能性は低いと考えています。たとえその契約によって金融商品や、顧客に財またはサービスを引き渡す約束が生じないとしても、参加者に対する法的または推定的債務は存在する可能性が高くなります。つまり、発行企業は、IAS第37号に従って引当金を認識することになるでしょう。

3.4. 発行したICOトークンとの交換による財またはサービスの購入に関するICO企業の会計処理

3.4.1. 一般的な検討事項

ICOトークンの発行企業の中には、財またはサービスに対する支払手段に使用するために、ICOで発生したトークンの一部を維持することを選択する発行企業もあるかもしれません。このようなICOトークンの使用の例としては、企業のプラットフォームの開発または運営のためのサービスの獲得、または従業員への報酬やインセンティブの提供があります。これについては、以下のセクションでさらに詳しく検討します。

ICO企業が、自社使用の目的で、一定数のICOトークンを割り当てる場合、ICOトークンの生成そのものを会計処理することを検討しなければなりません。

自社使用のためのICOトークンの生成は、ICO企業への入金額を発生させません。ICOトークンを生成する活動は、それ自体は交換取引ではありません。

ICOトークンの生成は、小売店が将来の当該店舗での購入に対してディスカウントする割引券を印刷することに似ています(割引券を顧客に配布することではありません)。したがって、会計上、このような事象について考慮しないのが適切と考えられます。割引券が対価と交換に第三者に提供される、または会計用語でいえば、交換取引が行われると、状況は変わります。

ICO企業は、通常、交換取引が行われるまで、トークンの生成を会計処理しません。

3.4.2. 第三者のサービスと交換される自己の暗号資産

ICOトークンは、プラットフォームの開発などのサービスのために第三者に提供される場合があります。本セクションで要約されている所見は、受領者が第三者である(が、IAS第19号「従業員給付」に定義される従業員ではない)と決定される状況を想定しています。

ICO企業と第三者との間で行われる交換取引の適切な会計処理を決定するためには、交換の経済的実質について詳細に理解しておくことが重要です。

通常、会計処理は以下のようになります。

- ICO企業が暗号資産との交換で受け取るものの実質(仕訳の借方)、および
- 企業によって生成および引き渡されるICOトークンの特性

企業は、仕訳の借方を判断する際に、受領した財またはサービスの性質、資産計上できるコストの有無、またはコストを費用として認識すべきかどうかを検討することになります。例えば、支払がソフトウェアの開発に対してのものがある場合、適用されるIFRSガイダンスに基づき、無形資産の一部としてコストを資産計上できるか、あるいは費用処理すべきか(例えば、IAS第38号に基づく研究開発ガイダンス)を検討します。

仕訳の貸方は、ICOトークンを発行した結果生じる企業の義務によって決まります。この評価は、ICOトークンに関連する約束に基づいて適用する基準を決定します。この評価の考え方は、上記セクション3.3に記述される検討事項と整合することになります。

例えば、ICOトークンが将来の財またはサービスを顧客に引き渡す強制可能な約束(例えば、ICO企業が提供する将来のサービスに対する値引き)を与える場合、仕訳の貸方は、IFRS第15号に基づいて決定しなければなりません。この場合、ICOトークンの提供による収益は、ICO企業が受領する財やサービスの公正価値で測定しなければなりません。

3.4.3. 従業員のサービスと交換される独自のICOトークン

一部のICO企業は、ICOで生成される特定数のトークンで従業員に報酬を与える場合があります。IAS第19号「従業員給付」またはIFRS第2号「株式に基づく報酬」を考慮する必要があります。

企業は、そのような取決めの会計上の取扱いを評価する際に、生成されたICOトークンの特性を考慮します。

ICOトークンがICO企業の資本性金融商品の定義(すなわち、ICO企業のすべての負債を控除した後の資産に残余持分を称する契約)を満たさなければ、その契約は、IFRS第2号の下での株式に基づく報酬契約の定義を満たしません。代わりに、現金以外の従業員給付として、IAS第19号の範囲に含まれることとなります。

次に、IAS第19号は、以下の例に示されるように、従業員給付の認識および測定を決定します。

設例:

ICO企業は、ICO企業によって生成される(また、現在保持されている)特定数のユーティリティトークンによって、指名された従業員に報酬を与えます。当該企業は、これを、ユーティリティトークンの性質および特性に基づき、実質的に、IFRS第15号に基づき会計処理されるべき顧客との契約であり、この状況において従業員は顧客である、と結論付けています。この報酬は、ICOの実施が成功した事業年度の期末後すぐに、以下の従業員に「支払われ」ます。

- a) ICOの成功に寄与し、かつ、
- b) ICOの実施が成功した事業年度の期末までICO企業での職にとどまっている。

認識:

ICO企業は、契約の実質は、従業員の勤務と企業が引き渡す財およびサービスとの交換であると決定しています。したがって、短期従業員給付(IAS第19号第11項、第19項から第23項)ならびに財およびサービスに対する現

金以外の対価(IFRS第15号第66項から第69項)として会計処理します。

この契約には、従業員が権利確定期間中にICO発行企業での職にとどまっていなければならないという条件が盛り込まれています。ICO企業は、権利確定期間にわたって負債と短期の従業員給付費用を認識しなければなりません。負債は、従業員がデジタル口座のユーティリティトークンにアクセスする権利を取得した時点で、繰延収益に振り替えられます。

また、この会計処理は、IFRS第15号の契約負債の定義と整合しています。IFRS第15号の定義では、企業が対価を受領した際に契約負債が発生すると規定しています。この設例の場合は、従業員の勤務が提供されたときです。

測定:

ICO企業は、従業員が提供する勤務と交換に支払うと見込まれる給付の割り引かない金額を、負債および費用として認識します(IAS第19号第11項)。ICO企業は、従業員に引き渡されるユーティリティトークンの公正価値を用いて、または企業が将来引き渡すと見込んでいる財またはサービスの見積コストを用いて、支払う金額を測定することができます。

仕訳:

| 勤務が権利確定期間にわたって提供されたとき | ユーティリティトークンがICOから発行されたとき |
|-----------------------|--------------------------|
| (借方)従業員給付費用 | (借方)短期従業員給付負債 |
| (貸方)短期従業員給付負債 | (貸方)繰延収益 |

PwCの見解

提供される便益の測定に関して、特に発行企業の観点から、どの見解が全体的な実質および経済性を適切に反映しているかを決定する際には、各取引の状況を慎重に評価する必要があります。

4. 暗号資産の公正価値に関する考慮事項

4.1. IFRS 第13号の公正価値ヒエラルキー

暗号資産の公正価値は、財務諸表において会計処理または開示されます。以下のようなさまざまな状況で、公正価値が必要になります。

| | |
|--|---|
| ブローカー・トレーダーが保有する棚卸資産である場合の、販売コスト控除後の公正価値に基づく会計処理 | 暗号資産で支払った第三者サービスの費用 |
| 暗号資産を無形資産に分類する場合の、再評価モデルの使用 | 暗号資産で支払った従業員の勤務の費用 |
| ICO発行企業の観点から見た、稼得した収益 | 企業結合で取得した暗号資産 |
| 他者のために保有する暗号資産の、公正価値の開示 | 投資ファンドが保有する暗号資産（公正価値で測定する場合、または公正価値を開示する場合） |

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格」と定義しており、IFRSの下で公正価値を決定するための枠組みを定めています。

公正価値は、評価モデルで用いられる最も低いレベルの重大なインプットに基づき、以下のように3レベルの公正価値ヒエラルキーに分類されます。

- ・ **レベル1**: 企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格
- ・ **レベル2**: レベル1以外の観察可能なインプット
- ・ **レベル3**: 観察可能でないインプット

一般に、IFRS第13号は、観察可能なインプットを観察可能でないインプットよりも優先しています。評価が報告日におけるレベル1のインプットに基づいていない場合（例えば、報告日または報告時に活発な市場が存在しないため）、評価モデルを用いて評価額を決定する必要があります。そのような評価の目的は、評価日現在に企業が保有する持高の出口価格がどれくらいになるかを見積もることです。

暗号資産のヒエラルキーのレベルは時間の経過とともに変化する可能性があることに注意しなければなりません。例えば、過去にレベル3のインプットを使って評価されていた暗号資産が活発な市場で取引されるようになるかもしれませんし、その逆になるかもしれません。

IFRS第13号は、公正価値の測定がどの測定ヒエラルキーのレベルに該当するか、および財務諸表に用いられる測定基礎に応じた、多くの開示要求を含んでいます。

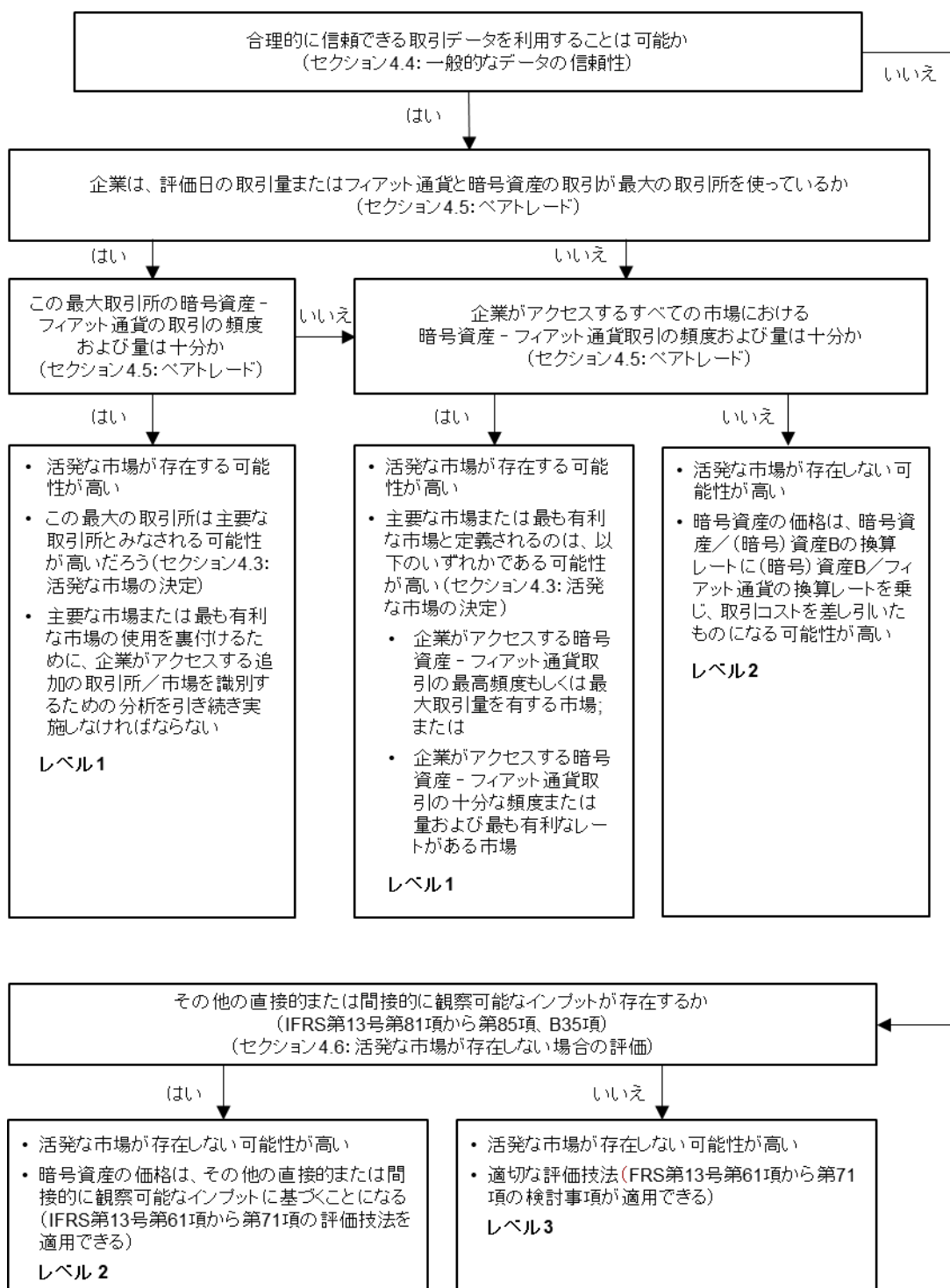
暗号資産の市場が急速に進化していることを考えると、暗号資産の公正価値の決定は複雑になる可能性があります。IFRS第13号は、公正価値に関する開示を行うにあたり、次の要素を考慮しなければならないと規定しています。

- ・ 開示要件を満たすために必要な詳細さのレベル
- ・ さまざまな要求事項のそれぞれにどの程度の重点を置くべきか
- ・ どの程度の集約または分解を行うべきか
- ・ 財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために、追加的な情報を必要とするかどうか

IFRSが要求する具体的な開示が、利用者が公正価値測定について評価するのに役立つという目的を満たすのに不十分である場合、IFRS第13号は、当該目的を満たすために追加の情報を開示することを要求しています。

多くの暗号資産は、価格のボラティリティが高く、市場は週7日、1日24時間オープンしている可能性があります。したがって、報告企業が暗号資産を評価する時間が重要になります。そのため、評価の時間は、期末日の午後11時59分なのか、当該日付の営業終了時なのか、また、標準時が異なる地域に子会社を有する企業グループでは評価時間をどのように決定するかなどが重要になります。この時間の問題は、重要な会計方針に該当する可能性があります。その場合、財務諸表の注記においてこれを開示しなければならないでしょう。

4.2. 暗号資産(CA)の評価を決定する推奨アプローチ



4.3. 活発な市場の決定

暗号資産の公正価値を検討する最初のステップは、測定日にその暗号資産について活発な市場が存在するかどうか(言い換えれば、レベル1の評価を実施できるかどうか)を決定することです。

IFRS第13号の付録Aでは、活発な市場を「資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場」と定義しています。

市場の厚みを評価する指標には、所定の期間内における活発な取引日数が含まれる可能性があります。日次平均取引量を暗号資産の残高合計で割ることで算定される日次平均売買回転率は、量を測定する基準として考慮される可能性があります。

IFRS第13号は、活発な市場が存在するかどうかを決定するために、頻度(活発な取引日数)や量(売買回転率)に関して、それを上回る必要のある具体的な閾値を定義していません。すなわち、その結論には専門家の判断が要求されるということを意味します。

多くの伝統的な大型株の日次売買回転率は1%を下回っています。このような株式は、所定期間内の活発な取引日数が十分にある場合、活発な市場で取引されているとみなされる可能性が高いでしょう。

CoinMarketCap¹(CMC)で入手可能な2018年12月のデータによると、時価総額トップ5の暗号資産は毎日活発に取引が行われており、日次平均売買回転率は4%から41%でした。定量的な情報だけを見た場合、活発な市場はこれらの暗号資産について存在すると結論づける可能性があります。

しかし、基礎データを詳しく分析すると、以下の他のいくつかの定性的な要因を考慮する必要があるかもしれません。

1. 一般的なデータの信頼性(セクション4.4参照)
2. ペアトレード(セクション4.5参照)。

場合によっては、特定の暗号資産について、活発な市場の定義を満たすいくつかの市場が存在し、それらの市場のそれぞれが測定日に異なる価格を有していることがあります。このような状況において、IFRS第13号は、企業に対し、当該資産の主要な市場を決定することを要求しています。

主要な市場とは、暗号資産を保有する企業がアクセスできる市場で、当該暗号資産についての活動の量と水準が最大である市場のことです。CMCには多数の取引所のデータが含まれていますが、多くの取引所は地域的な市場としての役割を果たしており、特定の企業にとって主要な市場でないかもしれません。IFRS第13号には、明確な主要な市場が存在しない(すなわち、ほぼ同レベルの活動を有する複数の市場が存在する)場合のための順位付けの方法が含まれています。そのような場合、IFRS第13号は、企業がアクセスを有する、活動レベルが最大の活発な市場の中で、最も有利な市場を主要な市場と推定しています。

IFRS第13号第17項は、「企業は、主要な市場(中略)を識別するためにすべての考えられる市場を網羅的に調査する必要はないが、合理的に利用可能なすべての情報を考慮に入れなければならない。反対の証拠がなければ、企業が資産の売却(中略)の取引を通常行っている市場が、主要な市場(中略)と推定される」と述べています。

主要な市場を識別した後、IFRS第13号第15項およびB37項からB44項に従い秩序ある取引に基づいて価格付けが行われていることを確認するために、市場が利用している価格付けのメカニズムを調査する必要があります。

企業は、私募(例えば、リクイディティプロバイダーからの購入)で、取引所外で暗号資産を購入することがあります。その場合、購入価格は入口価格であるため、暗号資産の測定にとっての適切な評価基準ではありません。保有する資産の公正価値は、IFRS第13号第9項およびB2項の出口価格に基づきます。

4.4. データの信頼性

市場参加者がSECに提出する報告書では、主要な市場に関する情報の1つから取引データを分析し、大手プロバイダーから入手した異なる暗号資産取引所と「伝統的な」取引所の取引データを比較して、利用可能なデータについてその他の分析を行った結果、さまざまな取引所が誇張した取引データを報告している兆候が見られました。

本In depthでは、そのような報告書についてのコメントは控えますが、そのような報告書は、頻度と量の評価に用いられる取引データを入手する際にはデータの出所を考慮することの重要性を浮き彫りにしています。規制下にある取引所からのデータは、一般的に、規制されていない取引所からのデータよりも信頼性が高いとみなされていますが、規制の要件や、取引データに対する監視があるかどうかについて考慮する必要があります。

4.5. ペアトレード

公正価値のレベル1のインプットは、IFRS第13号付録Aにおいて、「企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産または負債に関する活発な市場における(無調整の)相場価格」と定義されています。暗号資産は、多くの場合、伝統的な通貨(フィアット)、「暗号からフィアット」に交換されるのではなく、別の暗号資産(「暗号から暗号」)に交換されます。このような「暗号から暗号」の取引は、通常、データ・プロバイダーのウェブサイトで公表される所定の暗号資産の取引価格や取引量の中に含まれています。このような例で用いられる取引価格は、それぞれの取引所またはデータ・プロバイダーの裁量によるレートで、暗号資産をフィアット通貨に暗黙の裡に換算した結果であると考えられ

¹ <https://coinmarketcap.com/>

ます。

PwCの見解では、信頼できる情報源が公表する暗号-フィアット取引が存在する場合にのみ、特定の暗号資産について活発な市場が存在することになります。暗号-暗号取引は、活発な市場が存在するかどうかを決定する際に考慮すべきではありません。

実際には、暗号-フィアット取引をまったく行わない取引所があります。そのような場合、企業は、暗号資産を別の暗号資産に交換した後、他の取引所で2番目の暗号資産をフィアット通貨に交換するかもしれません。これは、暗号資産について取引頻度や取引量のある市場は存在するものの、その市場は、IFRS第13号に基づく活発な市場ではないことを意味します。

一般に、IFRS第13号では、暗号資産を売却するために企業が主に利用する市場は主要な市場であるとみなさなければなりません。暗号資産をフィアット通貨に交換しない市場は主要な市場になることはできません。なぜなら、それはIFRS第13号の下での活発な市場に該当しないからです。

例えば、企業がビットコインのについて活発な市場が存在するかどうかを決定したい場合、企業はアクセスできる取引所からのすべての出口取引(ビットコイン/フィアット)を考慮するでしょう。次に、企業は、その取引所が主たる市場であるか否かを決定するために、取引所の活発な取引日数と平均売買回転率を検討し、IFRS第13号に従って頻度および取引高の十分性について結論付けることとなります。

設例:

2つの暗号資産、すなわち、資産Aと資産Bが存在すると仮定します。資産Aと資産Bは、観察可能な交換レートが存在する市場に基づき、頻繁に相互に転換されます。資産Aと資産Bは、IAS第21号の範囲に含まれる外国通貨とはみなされません。

資産Aは活発な市場で容易に現金に転換できますが、資産Bを現金に転換できる活発な市場は存在しません。資産Bの評価において、活発な市場で資産Bを資産Aに転換する取引は、レベル1の公正価値測定に適切な観察可能な取引でしょうか。

この場合、活発な市場は存在せず、したがって、企業の機能通貨(フィアット通貨)での資産Bのレベル1の公正価値は存在しません。なぜなら、資産Bを直接現金に転換できる活発な市場が存在しないからです。さらに、資産Bを資産Aに転換することを通じて、現金に転換する際には、通常、コストやスプレッドが発生し、それらはレベル1ではないインプットとなります。また、資産の公正価値が変化するのに時間がかかります。公正価値測定の高階層キーは、「全体の測定」にとって重大なインプットのうち最も低いレベルのインプット(IFRS第13号第73項)となるため、この場合、「全体の測定」はレベル1の公正価値測定に該当しません。

活発な市場の定義はフィアット通貨に言及していませんが、レベル1の公正価値測定に適切であるために、取引はフィアット通貨で測定されるべきであると推定されます。そのようなフィアット通貨は、IAS第21号に基づき報告企業の機能通貨に換算される外貨の場合もあります。しかし、財務報告の目的上、その評価は、IAS第21号に基づく通貨として適切な単位で行う必要があります。

活発な市場でフィアット通貨に直接転換できない暗号資産は、IFRS第13号第76項から第78項で定義される、公正価値レベル1の資産の要件を満たしません。なぜなら、フィアット通貨に交換するためには、必ず何らかの追加の非明示的な手数料またはスプレッドが生じるからです。

この非明示的な手数料やスプレッドが観察可能な場合(例えば、保有する暗号資産が、別の暗号資産を通じてフィアット通貨に転換され、この別の暗号資産は活発な市場においてフィアットに取引されるため)、保有する暗号資産の公正価値は、公正価値高階層キーのレベル2の資産の要件を満たす可能性が高いでしょう。

容易にフィアット通貨に転換できない暗号資産は、レベル3の資産としての要件を満たす可能性があります。

活発な市場があるかどうかを決定する際に生じる問題は他にも2つあり、以下の通りです。

- 場合によっては、市場間で大幅な価格変動がある可能性がある。公正価値モデルを用いる場合、主要な(または最も有利な)市場における価格と実際に受け取った価格との間に差異が生じ、そのため初日(Day 1)の利得または損失が生じる可能性がある。このような価格の差異の存在は、それ自体では活発な市場が存在しないという指標にはならないだろう。
- 暗号資産の中には、例えば、1暗号トークンが1米ドルの価値を表すなど、フィアット通貨による裏付けを目的とするものもある。しかし、これらの暗号資産は、IAS第21号で定義される外国通貨または機能通貨とみなされないため、活発な市場が存在するかどうかの決定に関しては、他の暗号資産と同じ扱いとなる。

4.6. 活発な市場が存在しない場合の評価

4.6.1. 評価技法とインプット

多くの暗号資産には、IFRS第13号に記載されているような活発な市場が存在しないため、評価技法を用いて評価する必要があります。

適切な評価技法は、現在の市場の条件で測定日に資産を売却するため、または負債を移転するために、秩序ある取引価格の見積りを行うものです。

場合によっては、複数の評価アプローチを用いなければなりません。適切な評価技法は、市場参加者が暗号資産の公正価値をどのように測定するかを考慮したものでなければなりません。

多くの場合、市場参加者はマーケット・アプローチ(IFRS第13号B5項)を使用する可能性があるため、マーケット・アプローチが暗号資産のための最も適切な評価技法となるでしょう。しかし、市場参加者が異なるアプローチを用いることを企業が立証できるような、特殊な事実や状況が存在することがあります。コスト・アプローチ(IFRS第13号B8項)またはインカム・アプローチ(IFRS第13号B10項)が実務で使用されることは稀である可能性が高いといえます。

使用する適切な評価技法を決定する際に、IFRS第13号は、その状況において適切な当該技法を使用し、関連性のある観察可能なインプットの使用を最大限にし、観察可能でないインプットの利用を最小限にするべきであると規定しています。

暗号資産については、多くの市場がまだ規制が及んでいないことを考えると、観察可能なインプットには、活発な市場以外の相対取引で得られた情報や、ブローカーによる特定の相場価格、およびその他の情報が含まれる可能性があります。

ブローカーによる相場価格を使用する場合、慎重に評価しなければなりません。ブローカーによる相場価格は、観察可能な市場取引に基づいていないモデルから導かれている可能性があるからです。現時点(2019年11月)では、まだこの分野で、ブローカーによる相場価格は幅広く使用されているとは見受けられません。

原則として、評価モデルは、各期間で首尾一貫して適用しなければなりません。暗号資産の市場は急速に進化しており、そのため、市場参加者が用いる評価技法も進化する可能性があります。IFRS第13号は、評価技法の変更により、その状況での公正価値を同程度またはそれ以上によく表す測定となる場合には、企業が評価技法を変更(または複数の評価技法の中でのウェイト付けを変更)することを認めています。次のいずれかの事象が生じた場合には、評価技法の変更が生じる可能性があります。

- 新しい市場が出現する
- 新しい情報が利用可能となる
- これまで使用していた情報が利用できなくなる
- 評価技法が向上する
- 市場の状況が変化する

4.6.2. 評価技法の補正

IFRS第13号は、独立企業間取引から生じた場合の当初認識時の公正価値の算定について、一定の制限を設けています。これは、取得取引が暗号資産の観察可能な取引を表すためです。

設例:

企業は、活発な市場で取引されていない暗号資産を、6月1日の開始時に、他の要素を含まない独立企業間取引で、CU100で取得します。

6月1日の終了時に、企業は評価技法を用いて、暗号資産の価値がCU104であると算定したとします。日中における公正価値の増加がCU4であるとみなす前に、企業はまず、使用した評価技法/評価モデルの適切性を再評価します。次に、企業は、IFRS第13号第64項に示されるように、モデルを、6月1日の開始時に支払われたCU100の取引価格と一致するように補正すべきかどうかを決定する必要があります。すなわち、評価モデルを取得時点で実行し、取引価格のCU100と異なる結果になるかどうかを判断する必要があります。

ここでは、支払金額はCU100だけであるにも関わらず、(観察可能でないインプットを用いる)評価モデルの結果は、取得時点の暗号資産をCU102と評価すべきであると示したとします。この場合、企業が評価技法とその日の開始時の公正価値との差異はCU102-CU100=CU2であると考えられる可能性が高くなります。

この結果、測定時(この例では同日の終了時)において、評価技法のアウトプットは当該差異について調整され、公正価値は、CU104-CU2=CU102になります。

当初取引日から測定日までの期間が長ければ長いほど、当初取引時の価格の目的適合性は減少します。しかし、企業は、暗号資産を測定する際には、IFRS第13号の補正に関する要求事項に照らし、その評価方法が妥当な結果をもたらすようにしなければなりません。

第三者の評価専門家から入手した評価報告書のすべてがこれらの補正に関する要求事項を考慮しているわけではないことに留意することが重要です。第三者の鑑定評価に依存する場合、企業は、鑑定士が用いる方法が、当該補正要求事項を含め、IFRS第13号のあらゆる側面と整合していることを確認する必要があります。

企業が支払う取引価格は、測定日に保有されている同じ暗号資産の他の単位の評価にも目的適合性があります。

5. 開示

暗号資産および関連する取引の会計処理には、重要な判断ならびに基礎となる事実および状況についての十分な理解が必要になります。これは、そのような種類の資産の会計処理に特化した会計基準が存在しないためです。そのため、暗号資産および関連取引のために具体的に規定された開示要求は存在しません。

しかし、それは、暗号資産および関連取引に適切な開示事項が全くない、または限定されるということ并不意味着ではありません。これが判断を要する領域であるという事実とは別に、関連する事実や状況について透明性を確保しなければならない主な理由は、暗号資産および関連取引が、すべての利害関係者(特に、株主、アナリストおよび規制当局)にとって重大な関心事であることです。これらの利用者の各国での予測が異なっている可能性を考えると、透明性の確保はより重要になります。

その結果、企業は、財務諸表に明確かつ強固な開示を含めなければなりません。発行企業/保有者による会計上の分類に応じて、IFRSが要求する適用可能な一般的な開示の一部を開示に含めます。

以下の表は、開示に関するより一般的なトピックの一部を要約したものです。しかし、このリストは網羅的なものではなく、企業や関連する事実と状況に固有の開示を行うためには、調整が必要になります。

| トピック | 例 |
|--|---|
| 暗号資産および関連取引への関与(取引の目的を含む) | <ul style="list-style-type: none"> 保有する暗号資産の特性などの説明 暗号資産の保有に関する事業モデル ICO取引の内容(現金取引および現金以外の取引) 特にICOホワイトペーパーに含まれる約束に関する、プロジェクトの成功 |
| 会計方針および会計方針の適用に当たっての判断(IAS第1号第117項(b)、第122項) | <ul style="list-style-type: none"> 保有する暗号資産に適用される会計基準 測定基礎 第三者のために保有する暗号資産のオン・オフバランス処理(根拠を含む) ICOに係る入金額の認識(特にICO発行における信用の性質) 会計基準および/または解釈指針の変更を含む、将来起こりうる規制動向 |
| 見積りの不確実性の発生原因(IAS第1号第125項) | <ul style="list-style-type: none"> レベル1以外の公正価値 繰延収益の認識パターン |
| 後発事象(IAS第10号) | <ul style="list-style-type: none"> 保有する暗号資産の価値の大幅な変化 ICOまたは他の重要なマイルストーン(重要な履行義務など)の達成/未達成 |
| 暗号資産の公正価値(IFRS第13号) | <ul style="list-style-type: none"> 保有する暗号資産の公正価値 その公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベル 公正価値の算定に使用した評価技法およびインプットの説明 公正価値測定を決定するために使用されたインプット、特に、主要な市場または最も有利な市場の決定に関する考慮事項、使用されるデータの信頼性および情報源 観察不能なインプットに対する感応度の説明 |
| リスクとその管理方法(IFRS第7号は必ずしも適用可能ではないが、有用な指針となり得る) | <ul style="list-style-type: none"> 暗号資産の保有から生じるリスクの性質と範囲 リスク管理のプロセス、戦略、活動 |

この分野は、今後も進展する会計領域です。そのため、企業は、市場予測や要求事項に沿った開示ができるように、その動向を注視する必要があります。

© 2019 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.